

第七条中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同条第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条第二号中、「事業の種類」を、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改める。

第八条第一項中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同項第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別

第八条第三項第一号中、「一般旅客自動車運送事業者」を、「一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者（以下、「一般乗合旅客自動車運送事業者等」という。）」に改め、同項第四号中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改める。

第九条第二項第一号及び第十号第二項第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第十一条中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同条第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別

第十二条中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別

第十四条中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同条第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別

第十五条第一項中、「路線を定める一般乗合旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、同条第三項中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中、「第十七条第一項」を、「第十七条」に改める。

第十八条第一項第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第十九条及び第二十号を次のように改める。

第十九条及び第二十号 削除

第二十一条第一項中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同項第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同項第三号中、「事業の種類」を、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同条第二項第三号中、「第四条第二項第七号、第八号、第九号又は第十号」を、「第四条第二項第八号、第九号、第十号又は第十一号」に改める。

第二十二条第一項中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同項第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同項第三号中、「事業の種類」を、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同条第二項第三号中、「第四条第二項第七号、第八号、第九号又は第十号」を、「第四条第二項第八号、第九号、第十号又は第十一号」に改め、同項第四号中、「路線を定める事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第二十三条第一項中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同項第一号中、「又は事業区域」を、「事業区域又は営業区域」に改め、同条第二項第三号中、「第四条第二項第七号又は第八号」を、「第四条第二項第八号又は第九号」に改め、同項第四号中、「路線を定める事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第二十四条第一項中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同項第三号中、「事業の種類」を、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改める。

第二十五条第一項中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同項第一号中、「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別

第二十五条第一項第三号中、「事業の種類」を、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同条第二項中、「路線を定める一般乗合旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第二十六条第一項中、「一般旅客自動車運送事業」を、「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改め、同項第二号中、「事業の種類」を、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改める。

第二章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 一般貸切旅客自動車運送事業

（許可申請）

第二十六条の二 法第四十二条の二第一項の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請しようとする者は、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した一般貸切旅客自動車運送事業許可申請書を提出するものとする。

2 前項の申請書には、第四条第二項第一号、第二号、第四号、第七号から第十二号までに掲げる書類及び図面を添付するものとする。

（事業計画）

第二十六条の三 法第四十二条の二第二項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 営業区域

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数

四 自動車庫の位置及び収容能力

（運賃及び料金の届出）

第二十六条の四 法第四十二条の二第五項の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

四 実施予定日

2 次に掲げる場合には、前項中、「当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 当該営業区域について他の一般貸切旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃及び料金と同一の運賃及び料金の設定又は変更の届出をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、地方運輸局長が必要がないと認めたとき。

（事業計画の変更の認可申請）

第二十六条の五 法第四十二条の二第七項の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（書類及び図面により新旧の対照を明示すること。）

2 前項の申請書には、第二十六条の二第二項に掲げる書類及び図面のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。